

令和7・8年度 一般競争参加資格審査（建設工事）に係る 「残留措置」に関する重要なお知らせ

国土交通省四国地方整備局

令和7・8年度の一般競争参加資格審査（建設工事）では、**等級区分のある工事種別については、次のとおり令和6年度末時点の認定等級に留まることができます**。これを「残留措置」といいます。

※この「重要なお知らせ」および同封の「残留措置適用申請書」は、「残留措置」の適用対象企業であるか否かに関わらず全ての企業に送付させて頂いておりますので、お読み頂いた上で、残留措置の適用可否および申請するか否かをご判断頂くよう、お願いいたします。

1. 残留措置を申請できる企業は、次の①及び②を満たす企業です。

①令和6年度末時点で等級区分のある工事種別に登録があった企業

②今回の認定通知書における①と同じ工事種別の登録について、今回等級が従来等級より上がった企業

※「従来等級」とは、令和7年3月31日時点における令和5・6年度の認定等級をいいます。

※「今回等級」とは、令和7年4月1日時点における令和7・8年度の認定等級（同封の認定通知書に記載された等級）をいいます。

2. 残留措置の申請を希望する企業は、以下により申請をしてください。 残留措置を希望しない場合は、手続は不要です。

①別紙の「残留措置適用申請書」に必要事項を記入してください。

②この手続きは、有資格業者名簿に登録されている**地方整備局ごと**に行っていただく必要があります。

③申請の方法

提出期限 : 令和7年3月21日(金) 17:00 (必着)

提出方法 : 持参、郵送又は電子メール

提出先 : 〒760-8554 香川県高松市サンポート3-33
国土交通省 四国地方整備局 総務部 契約課 調査係
Mail: skr-shikaku@mlit.go.jp

TEL : 087-811-8303

備考 : 郵送により提出される場合、封筒表面左側に **残留措置申請書在中** と**赤字で記載**いただきますようお願いいたします。
電子メールで提出される場合、メール件名を「残留措置申請(〇〇会社)」と記載いただき、メール送信後、提出先へ**必ず**電話連絡をお願いいたします。
提出期限を過ぎて到着した申請書は無効になりますので、残留措置の適用を希望する企業は必ず提出期限内に提出していただきますようお願いいたします。

④申請をされた企業には、残留措置を適用した工事種別についてのみ、令和7年3月28日(金)までに改めて認定通知書を発送します。新たな認定等級は、令和7年4月1日(火)から有効となります。

〈ご注意〉申請書は提出後、取り下げや内容の修正をすることができませんので、申請に当たっては記載間違いがないようご注意ください。

お問合せ先：国土交通省四国地方整備局 総務部 契約課 調査係 TEL 087-811-8303
〃 企画部 技術技術管理課 技術審査係 TEL 087-811-8311

業者コード

受付番号

申請書(定期受付用)

表面

四国地方整備局 残留措置適用申請書

四国 地方整備局長 殿

令和 7 年 3 月 日

企業名

住所

代表者役職・氏名

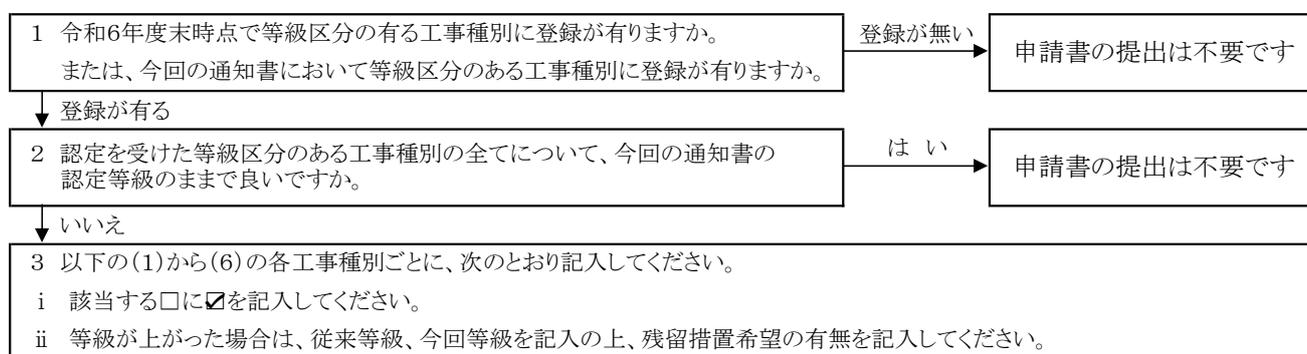
電話番号

担当者所属・氏名

メールアドレス

下記のフローチャートに従って、残留措置適用の可否をご確認いただいた上で、残留措置を希望する工種があれば、本申請書を提出してください。

※四国地方整備局において等級区分のある工事種別：一般土木、アスファルト舗装、建築、電気設備、暖冷房衛生設備



※「従来等級」とは、令和7年3月31日時点における令和5・6年度の認定等級をいいます。

以下の記入欄のうち、「従来等級」がわからない場合は、四国地方整備局のHP(以下のURL)を参照してください。

<https://www.skr.mlit.go.jp/menu/nyusatu.html> © 有資格者名簿

※「今回等級」とは、令和7年4月1日時点における令和7・8年度の認定等級(同封(添付)の認定通知書に記載された等級)をいいます。

以下の記入欄のうち、「今回等級」は、同封の認定通知書を参照してください。

(1) 一般土木工事

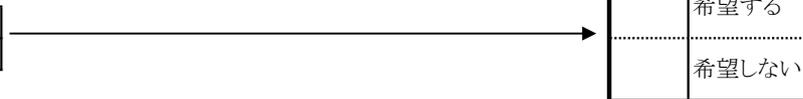
- 今回、一般土木工事を登録していない
- 今回、初めて一般土木工事を登録した
- 従来等級と変わらない
- 等級が下がった



- 等級が上がった

従来等級

今回等級



(どちらかに○を記入してください。)

(2) アスファルト舗装工事

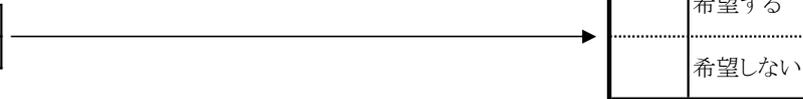
- 今回、アスファルト舗装工事を登録していない
- 今回、初めてアスファルト舗装工事を登録した
- 従来等級と変わらない
- 等級が下がった



- 等級が上がった

従来等級

今回等級



(どちらかに○を記入してください。)

(裏面へ続く)

裏面

(3) 建築工事

- 今回、建築工事を登録していない
- 今回、初めて建築工事を登録した
- 従来等級と変わらない
- 等級が下がった

残留措置の適用対象外です

- 等級が上がった

従来等級

今回等級

残留措置希望の有無	
	希望する
	希望しない

(どちらかに○を記入してください。)

(4) 電気設備工事

- 今回、電気設備工事を登録していない
- 今回、初めて電気設備工事を登録した
- 従来等級と変わらない
- 等級が下がった

残留措置の適用対象外です

- 等級が上がった

従来等級

今回等級

残留措置希望の有無	
	希望する
	希望しない

(どちらかに○を記入してください。)

(5) 暖冷房衛生設備工事

- 今回、暖冷房衛生設備工事を登録していない
- 今回、初めて暖冷房衛生設備工事を登録した
- 従来等級と変わらない
- 等級が下がった

残留措置の適用対象外です

- 等級が上がった

従来等級

今回等級

残留措置希望の有無	
	希望する
	希望しない

(どちらかに○を記入してください。)